

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	北原学院歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人交心学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	14単位	10単位	
	歯科衛生士科	夜・通信	6単位	6単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://shinmatsudo.koshin.ac.jp>

ホームページで、本校事務室において随時公開・公表をしている旨を掲載

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	北原学院歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人交心学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://shinmatsudo.koshin.ac.jp>

ホームページで、本校事務室において随時公開・公表をしている旨を掲載

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	自営業	令和8年4月～ 令和12年3月	教育内容に関する 専門的な知見
非常勤	歯科医師	令和8年4月～ 令和12年3月	教育内容に関する 専門的な知見
非常勤	歯科医師	令和8年4月～ 令和12年3月	教育内容に関する 専門的な知見
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	北原学院歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人交心学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 学内の会議等での検討により、毎年見直しを行い、2～3月頃に次年度のシラバスを決定・作成し、公表します。	
授業計画書の公表方法	https://shinmatsudo.koshin.ac.jp ホームページで、本校事務室において随時公開・公表をしている旨を掲載
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則細則において学内の成績評価、履修卒業案件について規定している。授業科目の試験(レポートを含む) 学則 抜粋 (成績の評価) 第29条 学業成績は、試験並びに平素の成績により評定し、1学科目ごとに100点満点とし、60点以上をその学科目の合格とする。 2. 学業成績の評定に関し、その他必要な事項は別に定める。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 学則 (成績の評価) 第29条 学業成績は、試験並びに平素の成績により評定し、1学科目ごとに100点満点とし、60点以上をその学科目の合格とする。 2. 学業成績の評定に関し、その他必要な事項は別に定める。 学則の細則 第12条 試験、評点及び評語について 1. どの学科目においても、学科目修了試験の外に、平常試験を行う事が出来る。平常試験とは、その学科目の授業時間内に、担当講師が実施する試験を言う。学科目修了試験と平常試験との成績の比重の置き方は、学科目担当講師の自由とする。 2. 学科目の担当講師は、その成績を評点(100点満点における点数)により、教務課に報告する。前・後学期にまたがる学科目の場合、学科目修了試験は後学期になされるが、最終成績を出す時の各学期の平常試験等を含めた成績の比重の置き方は、担当講師の自由とする。 3. 追試験の成績は最高79点とする。 4. 再試験の成績は最高60点とする。再試験の結果、成績が前よりも低く成った場合には、担当講師がいずれの成績を採用するかを定める。 5. 本校内における学業成績の取り扱い、すべて評点(点数)をもってするが、これを学籍簿等へ記録をする時には、次の評語を用いて表現する。すなわち、80点以上を優、79～70点を良、69～60点を可、60点未満を不可とし、優・良・可を合格とする。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://shinmatsudo.koshin.ac.jp ホームページで、本校事務室において随時公開・公表をしている旨を掲載
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学則第35条の規定により実施しています。 学則 抜粋 (卒業) 第35条 学校長は、別表の教育課程に定める授業単位数を習得すると共に、第36条における学費を完納した者に対し、第41条に定める顧問会議を経て、卒業を認定する。 2. 学校長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://shinmatsudo.koshin.ac.jp ホームページで、本校事務室において随時公開・公表をしている旨を掲載

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	北原学院歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人交心学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://shinmatsudo.koshin.ac.jp ホームページで、本校事務室において随時公開・公表をしている旨を掲載
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療		専門課程	歯科衛生士科 (昼間コース)		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2475／108 単位時間／単位	1065/71	240/8	1170/29	0	0
			単位時間／単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員 数	兼任教員数	総教員数	
240人		213人	0人	9人	254人	263人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） 学内の会議等での検討により、毎年見直しを行い、2～3月頃に次年度のシラバスを決定・作成し、公表します。	
成績評価の基準・方法	
（概要） 学則 抜粋 （成績の評価） 第29条 学業成績は、試験並びに平素の成績により評定し、1学科目ごとに100点満点とし、60点以上をその学科目の合格とする。 2. 学業成績の評定に関し、その他必要な事項は別に定める。 学則の細則 抜粋 第12条 試験、評点及び評語について 1. どの学科目においても、学科目修了試験の外に、平常試験を行う事が出来る。平常試験とは、その学科目の授業時間内に、担当講師が実施する試験を言う。学科目修了試験と平常試験との成績の比重の置き方は、学科目担当講師の自由とする。 2. 学科目の担当講師は、その成績を評点（100点満点における点数）により、教務課に報告する。前・後学期にまたがる学科目の場合、学科目修了試験は後学期になされるが、最終成績を出す時の各学期の平常試験等を含めた成績の比重の置き方は、担当講師の自由とする。 3. 追試験の成績は最高79点とする。 4. 再試験の成績は最高60点とする。再試験の結果、成績が前よりも低く成った場合には、担当講師がいずれの成績を採用するかを定める。 5. 本校内における学業成績の取り扱い、すべて評点（点数）をもってするが、これを学籍簿等へ記録をする時には、次の評語を用いて表現する。すなわち、80点以上を優、79～70点を良、69～60点を可、60点未満を不可とし、優・良・可を合格とする。	

卒業・進級の認定基準
(概要) 学則及び学則の施行細則において学内の成績評価、履修卒業案件について規定しています。授業科目の試験（レポートを含む） 学則 抜粋 (成績の評価) 第29条 学業成績は、試験並びに平素の成績により評定し、1学科目ごとに100点満点とし、60点以上をその学科目の合格とする。 2. 学業成績の評定に関し、その他必要な事項は別に定める。
学修支援等
(概要) 随時、クラス担任による相談や進路指導等を設定し、意欲ある学生の積極的な学修を支援している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
67人 (100%)	0人 (%)	67人 (100%)	0人 (%)
(主な就職、業界等) 歯科医院			
(就職指導内容) 就職ガイダンス、面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士国家試験			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
214人	10人	4.6%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任制による個別支援		

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療		専門課程	歯科衛生士科 (夜間コース)		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	夜	2250／97 単位時間／単位	960/64	120/4	1170/29	0	0
			単位時間／単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		78人	0人	7人	401人	408人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） 学内の会議等での検討により、毎年見直しを行い、2～3月頃に次年度のシラバスを決定・作成し、公表します。	
成績評価の基準・方法	
（概要） 学則 抜粋 （成績の評価） 第29条 学業成績は、試験並びに平素の成績により評定し、1学科目ごとに100点満点とし、60点以上をその学科目の合格とする。 2. 学業成績の評定に関し、その他必要な事項は別に定める。 学則の細則 抜粋 第12条 試験、評点及び評語について - どの学科目においても、学科目修了試験の外に、平常試験を行う事が出来る。平常試験とは、その学科目の授業時間内に、担当講師が実施する試験を言う。学科目修了試験と平常試験との成績の比重の置き方は、学科目担当講師の自由とする。 - 学科目の担当講師は、その成績を評点（100点満点における点数）により、教務課に報告する。前・後学期にまたがる学科目の場合、学科目修了試験は後学期になされるが、最終成績を出す時の各学期の平常試験等を含めた成績の比重の置き方は、担当講師の自由とする。 - 追試験の成績は最高79点とする。 - 再試験の成績は最高60点とする。再試験の結果、成績が前よりも低く成った場合には、担当講師がいずれの成績を採用するかを定める。 - 本校内における学業成績の取り扱い、すべて評点（点数）をもってするが、これを学籍簿等へ記録をする時には、次の評語を用いて表現する。すなわち、80点以上を優、79～70点を良、69～60点を可、60点未満を不可とし、優・良・可を合格とする。	

卒業・進級の認定基準
(概要) 学則及び学則の施行細則において学内の成績評価、履修卒業案件について規定しています。授業科目の試験（レポートを含む） 学則 抜粋 (成績の評価) 第29条 学業成績は、試験並びに平素の成績により評定し、1学科目ごとに100点満点とし、60点以上をその学科目の合格とする。 2. 学業成績の評定に関し、その他必要な事項は別に定める。
学修支援等
(概要) 随時、クラス担任による相談や進路指導等を設定し、意欲ある学生の積極的な学修を支援している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
58人 (100%)	人 (%)	58人 (100%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 歯科医院			
(就職指導内容) 就職ガイダンス、面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士国家試験			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
117人	4人	3.4%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任制による個別支援		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士科 昼間コース	200,000 円	648,000 円	252,000 円	
歯科衛生士科 夜間コース	200,000 円	504,000 円	252,000 円	
修学支援 (任意記載事項)				
北原育英会押鐘基金 (当校独自の奨学金システム) 学生寮あり (朝夕2食付き)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://shinmatsudo.koshin.ac.jp ホームページで、本校事務室において随時公開・公表をしている旨を掲載		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者として、医療現場関係者等を含む学校関係者評価委員会を組織し、それぞれの知見を活かした学校運営等についての評価を行う。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
元医療法人社団理事長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	歯学博士
歯科医院顧問歯科医師	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	歯科医師
元教員	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	当校元教務主任
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.koshin.or.jp/shinmatsudo/ ホームページで、本校事務室において随時公開・公表をしている旨を掲載		
第三者による学校評価 (任意記載事項) 第三者評価の実施方針は、文部科学省の通知に準じて、必要な項目について、おおむね5年に1回行う予定です。 第三者評価は、令和8年度末頃に実施予定です。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://shinmatsudo.koshin.ac.jp
--

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H112310000984
学校名 (〇〇大学 等)	北原学院歯科衛生専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人交心学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		56人（ － ）人	52人（ － ）人	108人（ － ）人
内 訳	第Ⅰ区分	15人	13人	
	(うち多子世帯)	(－ 人)	(－ 人)	
	第Ⅱ区分	11人	－ 人	
	(うち多子世帯)	(－ 人)	(－ 人)	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(－ 人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－ 人	－ 人	
	区分外（多子世帯）	21人	19人	
家計急変による 支援対象者（年間）				－ 人（ 0 ）人
合計（年間）				109人（ － ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	— 人
3月以上の停学	0人
年間計	— 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。